

生物多様性条約 COP12／名古屋議定書 COP-MOP1 の結果

平成 26 年 10 月 27 日

自然環境局自然環境計画課

1. 会議概要

生物多様性条約 COP12 平成 26 年 10 月 6 日～17 日

名古屋議定書 COP-MOP1 平成 26 年 10 月 13 日～17 日

開催地：韓国カンウォン道ピョンチャン

162 の締約国・地域から 3000 人以上が参加

2. 愛知目標の中間評価

- 会期の初日に地球規模生物多様性概況第 4 版（GB04）が公表。愛知目標の達成にはさらなる努力が必要との結果。
- これを踏まえて中間評価が行われ、各国は GB04 で掲げられた優先的に取り組む行動リストの実施を求められた。
- また、愛知目標の中間評価や資源動員戦略など、COP12 で採択された愛知目標達成に向けた主要な決定をパッケージとして「ピョンチャンロードマップ」と称することが、最終日に議長から宣言され、各国の支持を得た。

3. 資源動員目標

- 生物多様性分野に回る資源（資金、人材、技術）の拡大を目指す「資源動員目標」については、COP9 以来の課題であり、最終日まで交渉が難航したが、COP11 で合意した暫定目標をもとに、今回の COP12 でついに目標に合意。

- その柱は、途上国向けの生物多様性関連の国際資金フローを（世界全体で 2006-2010 の年間資金の平均から）2015 年までに倍増させ、その水準を 2020 年まで維持すること。

4. 名古屋議定書 COP/MOP1

- 10 月 12 日に名古屋議定書が発効し、7 月 14 日までに締結した 50 カ国及び EU が議決権のある締約国として開催。我が国は未締結のためオブザーバー参加。
- 議定書の実施において重要な役割を担う ABS クリアリングハウス（国際的な情報交換システム）の運用方法、議定書の遵守を促進し不履行の事案に対処するための遵守委員会の設置、議定書を効果的に実施するための能力開発に関する戦略的枠組等について決定。

5. ハイレベルセグメント（閣僚級会合）

- 15 日・16 日に閣僚級会合が開催され、成果として持続可能な開発のための生物多様性に関するカンウオン宣言を採択（15 日には北村副大臣が出席）。

6. その他

- 日本は、議長国以外としては初めてアジア太平洋地域の代表として COP ビューローメンバーに選出。任期は COP13 終了時まで。（名古屋議定書の COP/MOP ビューローでは、日本非加盟のためインドが日本の代理を務める）



国連生物多様性の10年

生物多様性条約第12回締約国会議(COP12)及び名古屋議定書第1回締約国会合(COP-MOP1)
の結果について(お知らせ)

平成26年10月20日(月)

環境省自然環境局自然環境計画課

生物多様性地球戦略企画室

代表: 03-3581-3351

直通: 03-5521-8275

室長 奥田 直久 (内6480)

企画官 柴田 泰邦 (内6660)

室長補佐 中山 直樹 (内6485)

環境省自然環境局自然環境計画課

生物多様性施策推進室

直通: 03-5521-8150

室長: 堀上 勝 (内6661)

専門官: 野田 恭子 (内6666)

係長: 笠原 綾 (内6487)

生物多様性条約第12回締約国会議(COP12)が、10月6日(月)～17日(金)に、名古屋議定書第1回締約国会合(COP-MOP1)が、10月13日(月)～17日(金)に、それぞれ韓国のピョンチャンで開催されました。我が国からは、北村茂男副大臣が15日(水)の閣僚級会合に出席した他、関係各省の担当者等が出席しました。

COP12では、戦略計画及び愛知目標の中間評価、資源動員戦略、生物多様性と持続可能な開発、海洋・沿岸の生物多様性、条約の効率的な運用等の広範な分野について議論され、34の決定事項が採択されました。COP-MOP1では名古屋議定書の実施に関する事項について議論され、13の決定事項が採択されました。また、15日(水)及び16日(木)に開催された閣僚級会合では、持続可能な開発への生物多様性の統合等について閣僚間で議論が行われました。

【概要】

1. 開催期間・場所

平成26年10月6日(月)～17日(金) (於:ピョンチャン(韓国)、アルペンシア国際会議場) ※ COP-MOP1は、このうち13日(月)～17日(金)に開催。

2. 参加国・参加者数等

- (1) COP12には締約国162ヶ国・地域、国連環境計画等関連する国際機関、先住民代表、市民団体等3,000人以上が参加。
- (2) 260以上のサイドイベントが開催された。我が国(環境省)は「国連生物多様性の10年の日」や「生態系を活用した適応・防災・減災」等の7つのイベントを主催し、ブース展示を行い、我が国の施策や我が国が主導する国際的取組を紹介した。

3. 我が国からの参加者

北村茂男環境副大臣が閣僚級会合等に参加した。また、我が国政府代表団として、環境省の他、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省等の担当者のほか、経済界、地方自治体、NGO 関係者が参加した。

4. COP12 の主な成果

(1) 全体

会議初日に発表された地球規模生物多様性概況第4版(GB04)の結果をもとに戦略計画及び愛知目標の中間評価が行われ、愛知目標のいくつかの要素には大きな進展が見られたが、それ以外のほとんどの目標の達成には施策は十分でなく、2015年が目標年となっている目標10(サンゴ礁等の脆弱な生態系への人為的な圧力の最小化)については達成が困難な状況であることから、目標達成に向けて緊急で効果的な行動が必要であることが確認された。また、各国に対してはこの結果を踏まえてGB04に書かれた優先行動リストを実施することが奨励された。

また、生物多様性分野に回る資源(資金、人材、技術)の拡大を目指す「資源動員目標」については、COP9以来の課題であり、最終日まで交渉が難航したが、COP11で合意した暫定目標をもとに、今回の会議で目標の合意に至ることができた。具体的には、途上国向けの生物多様性関連の国際資金フローを世界全体で2006-2010の年間資金の平均から2015年までに倍増させ、その水準を2020年まで維持することを決定するとともに、資源のギャップを埋めるために国内においても資源動員すること等が決定した。

また、これらを含め、議題11(GB04)、議題12(戦略計画及び愛知目標の中間評価)、議題13(能力養成、科学技術協力等による条約及び戦略計画実施支援状況の評価)、議題14(資源動員)、議題16(生物多様性と持続可能な開発)及び議題29(他の条約、国際機関、ビジネスを含めた関係者の関与)については、戦略計画の実施及び愛知目標の達成に向けた主要な決定として、「ピョンチャンロードマップ」と総称することが合意された。

(2) 個別議題

上記のほか、生物多様性をポスト2015年開発アジェンダ等の持続可能な開発に関する目標や施策へ統合すること、条約の実施支援のための科学技術協力の強化や、「ペット等として持ち込まれる外来種のリスク管理手法に関する任意ガイダンス」の採択、合成生物学で得られた生物、製品等の生物多様性へのリスク評価、管理、規制枠組み等の確立の要請、条約23条に基づき新たに条約の実施に関する補助機関会合を設立すること、各国や関係機関の防災・減災や気候変動に係る施策等に生態系を活用した手法を統合すること、生態学的・生物学的に重要な海域(EBSA)の基準を満たす海域リストを国連の作業部会等に提出すること、2020年までのCOPの作業計画等が決定された。(別添資料1)

(3) 我が国の貢献

我が国は、COP10以降、生物多様性日本基金及び名古屋議定書実施基金を設立し、途上国における取組に対して支援を行うとともに、国内でも愛知目標を踏まえた生物多様性国家戦略の改訂やその実施を通じて施策の充実化を図ってきた。また、今次会合に向けた各議題別の専門家会合、地域会合の開催についても幅広い支援を行った。COP12中最大の争点となった資源動員の目標設定に関する議論については、アジア地域代表として非公式閣僚会合に参加した北村茂男環境副大臣からCOP10の経験を踏まえて目標合意

に向けて貢献したい旨表明し、それを受けて COP10 の経験について共有するなど、合意に至る議論に積極的に貢献した。その他の各議題についても積極的に参加・貢献した。

5. 名古屋議定書 COP-MOP1 の主な成果

名古屋議定書が 10 月 12 日に発効し、7 月 14 日以前に締結を行った 50 カ国及び EU が議決権のある締約国となった。今次会議では過去 3 回開催された政府間会合（ICNP）における議論及び勧告を踏まえ、発効した議定書が効果的に実施されるよう、実施において重要な役割を担う ABS クリアリングハウスの運用や議定書遵守を促進するための手続・制度等について議論された（別添資料 2）。なお、COP 議長国である韓国が名古屋議定書の締約国ではないことから、締約国の中からインドが COP-MOP 議長として選出された。

6. 閣僚級会合

COP12 議長国（韓国政府）主催で、10 月 15 日（水）及び 16 日（木）に閣僚級会合が開催され、約 150 カ国が出席し、そのうち 79 カ国からは閣僚が参加した。我が国からは北村茂男環境副大臣及び星野一昭環境省参与が参加し、生物多様性国家戦略の策定・実施に関する国内外の取組や生物多様性の主流化に関する取組について紹介した。また、北村茂男環境副大臣は、会議の間に韓国のユン・ソンギョ環境大臣や、国連開発計画のヘレン・クラーク総裁等とバイ会談を行い、生物多様性分野における国際協力に向けて関係を強化した。閣僚級会合ではテーマ別のパネルディスカッションが行われ、生物多様性と持続可能な開発に関するカンウオン宣言（別添資料 3）が採択された。

7. その他

（1）次回会合

生物多様性条約第 13 回締約国会議、カルタヘナ議定書第 8 回締約国会合及び名古屋議定書第 2 回締約国会合を 2016 年 11 月にメキシコ・ロスカボスで開催することを決定。

（2）COP ビューローメンバー選出

日本はアジア太平洋地域の代表として、サウジアラビアとともに COP ビューロー（幹事会）メンバーに選出された。議長国期間を除けば我が国の選出は初めてで、今後 COP13 に向けて条約の実施に向けた国際的な議論に積極的に参加していく。任期は 2016 年の COP13 の閉会まで。また、名古屋議定書 COP-MOP のビューローでは議定書締約国であるインドが代理を務めることとなった。

（3）第 2 回日中韓生物多様性政策対話

10 月 12 日（土）に韓国政府主催で日中韓環境大臣会合の決定に基づく第 2 回日中韓生物多様性政策対話が開催され、三カ国の参加のもとで愛知目標の達成、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間プラットフォーム（IPBES）等に関する各国の施策や研究が共有され、今後の協力事項について確認された。次回は中国で開催されることとなった。

別添資料：（1）COP12 個別主要議題の概要

（2）COP-MOP1 個別主要議題の概要

（3）生物多様性と持続可能な開発に関するカンウオン宣言（仮訳）

生物多様性条約 COP12 の主要な決定の概要

(1) 戦略計画及び愛知目標の中間評価

各国が提出した国別報告書等をもとに戦略計画及び愛知目標の中間評価を行った地球規模生物多様性概況第4版(GB04)を歓迎し、愛知目標の達成に向けた進展があった一方で、目標の達成には緊急で効果的な施策の追加が必要であることを認識し、GB04の結論である愛知目標の達成が開発目標や災害に対する脆弱性の削減等の幅広い課題に貢献すること、主流化や国家戦略の策定が他の目標達成にも効果的であること、資金の増加が必要であること等について留意。

また、締約国に対して、要すればGB04に掲げられた優先行動リストの活用を奨励。事務局長に対して第6回国別報告書のガイドラインを作成することや、GB04の結果をIPBESや国連総会等へ伝達することを要請し、各国に対しては自国語への翻訳や広報物の作成等を通じて普及啓発に努めることが要請された。

さらに、SBSTTAに対してGB04の示唆や追加的な分析結果、IPBESの地球規模アセスメントとの重複を回避するよう将来のGB0のあり方について検討するよう要請。

(2) 条約の実施支援状況のレビュー

生物多様性国家戦略の改訂や国別報告書作成、その他条約実施に関する能力養成に関する生物多様性日本基金を通じた途上国支援に対して謝意が示された他、国家戦略策定・改訂、能力養成、科学技術協力・技術移転、クリアリングハウスメカニズム、普及啓発等の条約実施支援の推進に関する事項が決定された。

科学技術協力に関しては、韓国政府が科学技術協力に関するマッチングのメカニズム(BioBridge)を提案したことを受け、締約国に対してクリアリングハウスメカニズムへの情報提供、科学技術支援の提供やパートナーシップ促進等を通じて科学技術協力に参加することを奨励し、事務局長に対してその強化を図ることを要請。

また、普及啓発及び国連生物多様性の10年に関して、各締約国に対して、国民の意識調査の実施、国内委員会の設置等を通じた関係ステークホルダーとの協力、国連生物多様性の日の活用、地方自治体との協力、行動変化に関する研究の推進を要請することを決定。

(3) 生物多様性と持続可能な開発

ポスト2015年開発アジェンダと持続可能な開発目標(SDGs)への生物多様性の保全と持続可能な利用の統合の必要性を強調し、SDGsに関するオープンワーキンググループの検討結果を歓迎し、事務局長に対してそれらの目標に関する議論への貢献や各締約国が生物多様性をそれらに統合することを支援することを要請。

また、貧困削減と生物多様性の統合に関するチェンナイガイダンスを歓迎し、適切な場合には各国で適用するよう奨励。SATOYAMA イニシアティブやTEEB(生物多様性と生態系に関する経済学)等についても関連するイニシアティブとして考慮することを決定。

(4) 資源動員

愛知目標 20（資源動員）の目標として以下の資源動員目標を採択することを決定

- ① 途上国向けの生物多様性に関連する国際資金フローを（世界全体で、2006-2010 の年間資金の平均から）2015 年までに倍増させ、その水準を 2020 年まで維持。
- ② 締約国は、2015 年までに自国の優先課題や開発計画に生物多様性を位置づけ、国内の適切な資金供給を確保。
- ③ 締約国は、2015 年までに国内における生物多様性に関する支出、資金ニーズ、ギャップ及び優先順位を報告。
- ④ 締約国は、2015 年までに生物多様性に関する資金計画を作成し、生物多様性の様々な価値を評価。
- ⑤ 締約国は、自国の生物多様性国家戦略を実施するため国内資金を動員する。また、各国の報告に基づき COP13 で上記目標に向けた進捗状況を評価する。

また、資源動員に関する能力養成支援の奨励や、改訂版報告枠組みの採択、生物多様性の資金メカニズムに関するセーフガードの自主的ガイドラインの採択と各締約国やビジネスに対してその活用を強く促すことや、愛知目標 3（奨励措置）に関する 2020 年までのマイルストーンの採択等について決定。

(5) 条約第 8 条 j 項及び関係条項

条約及び名古屋議定書で用いられている先住民等を指す用語である「Indigenous and local communities」について、適切な場合に今後の決定では国際的に広く用いられている「Indigenous peoples and local communities」を用いること（ただし、条約上の意味は変更しないこと）を決定。

また、条約 10 条 c 項の生物多様性の持続可能な慣習的利用に関する行動計画を承認するとともに、SATOYAMA イニシアティブが持続可能な慣習的利用に貢献すること等を決定。

(6) 海洋と沿岸の生物多様性：生態学的・生物学的に重要な海域（EBSA）

7つの地域で開催された EBSA 抽出ワークショップの結果を歓迎し、事務局長に対して抽出された EBSA 基準を満たす海域の概要報告を国連総会等へ伝えることや更に追加のワークショップを開催することを要請。また、各締約国に対しては、国内の EBSA 抽出を進めることを求めるとともに、抽出された海域の海洋と沿岸の生物多様性の状況に関する科学技術的な分析を求めることを決定。

(7) 海洋と沿岸の生物多様性：水中騒音や海洋酸性化の影響、愛知目標 10 達成のための優先行動等

水中騒音の生物多様性への影響については、各締約国及び国際機関に対し、影響評価や研究の実施、時間空間的な活動の管理等、人為起源の水中騒音の沿岸及び海域の生物多様性への潜在的な影響を回避、軽減するために適切な手段を取ることを促すことが決定された。

また、海洋酸性化等については、締約国等に対してモニタリングの強化を要請するとともに、愛知目標 10 の達成のための優先行動事項を採択し、その実施を強く要請。

(8) ペット等の外来種の侵入に伴うリスク管理

COP7 以来初めてとなる外来種の包括的な任意ガイダンス「ペット・展示生物・生き餌・生食料として持ち込まれる外来種に伴うリスク管理の手法に関するガイダンス」について合意。予防的な措置、リスク評価、管理、情報共有等について具体的な方法あげられている。各国はこれに基づき各国の施策を強化することを強く要請。

(9) 侵略的外来種に関する作業の評価と今後の作業

世界侵略的外来種情報パートナーシップ (GIASP) を通じた情報共有や進入経路の特定と優先化、効果的な広報戦略の活用などの各国が外来種戦略を見直す際の配慮事項について決定。また、外来種管理に向けた島嶼国イニシアティブ (生物多様性条約事務局等による小島嶼国の外来種管理を強化するためのイニシアティブで、今回会議において設立) を歓迎。

(10) 合成生物学

燃料、薬品、化学等に用いる物質を生成する種について合成生物学 (遺伝子工学等) により作り出した際のその種及び製品等の生態系へのリスク評価について議論された。条約の新規事項として取り扱うためには十分な知見がないと結論づける一方で、各締約国に対して、予防原則の観点から下記事項の実施を強く促すことを決定。また、専門家会合を設立し、その定義や生物多様性への影響、遺伝子組み換え生物との違いと共通点や対策の状況等について検討することを決定。

- ① 合成生物学から得られる種、器官、製品の環境への放出に関するリスク評価や管理の枠組み、又は規制枠組みを確立
- ② 合成生物学から得られる生物の野外での使用は、各国や地域、又は国際的なフレームワークに基づき適切なリスク評価が行われた後のみに認める
- ③ 合成生物学から得られる種、器官、製品の環境への放出に関する生物多様性への影響について科学的な評価を行う 等

(11) 生物多様性、気候変動及び災害リスク削減

我が国の提案により、生態系を活用した気候変動関連活動と災害リスク削減について各国や機関の関連施策への反映を求めるとともに、条約事務局長に対して実施事例の収集、結果の分析を行い、COP13 より前の SBSTTA に報告することを要請することを決定。我が国の提案に伴い決定文書名にも災害リスク削減が加わった。その他、REDD+に関するワルシャワ枠組みを歓迎し、その実施を奨励することを決定。

(12) 生態系の保全と再生

締約国に対して生態系の保全と再生を進めるためにセクター間の連携を進めることや、生態系アプローチを適用すること、モニタリングを強化すること等を要請。また、毎年2月27日（生物多様性条約保護地域作業計画が採択された日）を「世界国立公園及び保護地域の日」にすることを提案し、国連総会に対して検討を要請。

(13) 条約の構造とプロセスの効率化

条約の実施を強化するため、条約23条に基づき、条約及び両議定書の実施のための補助機関会合（SBI）を設置することを決定。補助機関会合のTORについても決定するとともに、特に2020年までは戦略計画の実施及び愛知目標の達成に関する評価を行うこと、COPの間に会議を開催すること、COPビューローがSBIビューローも兼ねること、その他TORで決定された事項について作業を行うこと等を決定。

また、COP13以降の条約及び議定書の締約国会議の同時開催や、生物多様性国家戦略の策定と実施に関する自主的なピアレビュープロセスの試行、オンラインの報告ルールを通じた各国の愛知目標達成状況の報告等についても決定。

名古屋議定書 COP-MOP1 の主要な決定の概要

(1) 締約国会合の手続規則の採択

COP-MOP における手続規則は COP の手続規則が準用されること、また COP の手続規則の準用にあたり、COP ビューロー（議長団）の構成員が議定書の締約国でない場合には、その構成員の代理となる者は、議定書の締約国によってその中から選出されること、代理の者の任期はその構成員の任期終了までとなること等が決定した。

(2) ABS クリアリングハウス及び情報共有

ABS に関するクリアリングハウスの技術的な助言を行うための IAC（非公式助言委員会）の設立が決定した。IAC の委員は、締約国が地域バランスを考慮して 15 名選出することとなった。また非締約国や国際機関等からの情報提供を奨励するとともに、事務局に当該情報を可能な限りフィードバックすること等が決定した。なお附属書として情報交換センターの態様が付された。

(3) 議定書の遵守を促進し、及び不履行の事案に対処するための協力的な手続及び組織的な制度

議定書の遵守を促進し、及び不履行の事案に対処するための協力的な手続及び組織的な制度及び遵守委員会の設立が決定した。また、COP-MOP 2 前に少なくとも 1 回の遵守委員会を開催することが決定した。

(4) 能力の開発及び向上並びに人的資源及び制度的能力の強化を支援するための措置

議定書の効果的な実施を支援するための能力開発及び向上のための戦略的枠組（※）が採択され、事務局長に助言を行うための IAC を COP-MOP3 までに設立すること等が決定した。

※議定書の効果的な実施に向けて締約国が実施すべき措置を短中期（2020 年までの 6 年間）、長期（2020 年以降）に分け、5 つの主要分野における措置を示したもの。

(5) 名古屋議定書の実施のための資源動員

事務局に対し、COP で決定されている資源動員戦略のための活動として、名古屋議定書のための資源動員の検討を含めるよう要請すること、議定書の実施を支援するための資源動員に関連する経験情報のとりまとめや財政措置の状況及び動向の概観の作成を行い、次回 COP-MOP の検討に供することを要請すること等が決定した。

持続可能な開発のための生物多様性に関するカンウォン宣言

(環境省仮訳)

私たち、各国の大臣と代表団長は、ここ韓国カンウォン道ピョンチャンで 2014 年 10 月 15 日及び 16 日に、生物多様性条約第 12 回締約国会議の機会に集い、

生物多様性条約の 3 つの目的（生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分）と、持続可能な開発に対するそれらの重要性を想起し、

2010 年 10 月に名古屋で開催された生物多様性条約の第 10 回締約国会議で採択された、生物多様性戦略計画 2011-2020 と愛知目標、及びその 2050 年のビジョンである「自然と共生する社会」、すなわち「2050 年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、全ての人々に不可欠な恩恵が与えられる」世界を想起し、

国連持続可能な開発会議（「リオ+20」。2012 年 6 月 20-22 日にブラジル・リオデジャネイロで開催）の成果文書である「我々の求める未来」のうち、特に以下について想起し、

- (1) 生物多様性の生態学的、遺伝的、社会的、経済的、科学的、教育的、文化的、レクリエーション的、審美的な価値はもちろん、生物多様性の本質的な価値も再確認したほか、持続可能な開発や人間の福利にとって決定的に重要な基盤であり、必要不可欠なサービスを提供する生態系の維持における生物多様性の決定的に重要な役割を再確認したこと
- (2) 世界規模での生物多様性の損失と生態系の劣化の深刻さを認識したこと
- (3) これらが、食料安全保障や栄養、水の提供や水へのアクセス、および農村の貧困層や世界の人々の保健に、現在及び未来の世代を含めて影響を与え、世界の開発を損なうことを強調したこと
- (4) 先住民及び地域住民の伝統的知識等が生物多様性の保全と持続可能な利用に重要な貢献をし、その幅広い適用が社会の福利と持続可能な生計を支えることを認識したこと
- (5) 生物多様性戦略計画 2011-2020 を実施することと愛知目標を達成することの重要性を確認したこと
- (6) 持続可能な開発や貧困削減を達成するために、各国の状況や優先順位に応じて各国に適用できる異なる手法、ビジョンやモデルがあることを認識したこと

生物多様性、すなわち地球上の生命の多様性が、人類の福利に多くの形で直接貢献しているほか、現在及び将来の世代の繁栄が依存する地球の生命維持システムにとって、生物多様性が決定的に重要な基盤であることを認識し、

水供給や農林水産業、保健、教育、栄養、エネルギー、輸送や観光といった多くの経済セクターが、生物多様性と生態系サービスに依存していることから生物多様性の経済的、文化的、社会的な価値を認識し、

生物多様性と伝統的知識は特に先住民や地域住民、貧しい弱者層にとって持続可能な生計の基礎として重要であることを認識し、

生物多様性の保全及び持続可能な利用と生態系の再生が生態系の機能やレジリエンスを向上させることにより、気候変動に対する緩和や適応に寄与し、清浄で安全な水の供給を保証し、沿岸や流域を保護し、災害に対する脆弱性を緩和することに留意し、

更に、生物多様性の保全と持続可能な利用と生態系の再生が、生計の支援や新規雇用の創出、創造的な経済に対する重要な貢献を行うことができることに留意し、

生物多様性の保全と持続可能な利用を様々なセクターに組み込み、より広範なセクターの政策において生物多様性の主流化を行うことが、持続可能な開発と貧困の削減の進展に決定的に重要であることを認識し、

地球環境ファシリティーが条約の資金メカニズムとして生物多様性の主流化、条約及び戦略計画の実施及び愛知目標の達成に貢献していることを認識し、

条約の三つの目的、戦略計画及び愛知目標の達成にとって最も大きな障壁の一つは十分な資金がないことであることを認識し、

ポスト 2015 年開発アジェンダと持続可能な開発目標の検討に関する国連内における現在進行中の議論に貢献することを意識・希望し、

1. 生物多様性戦略計画 2011-2020 の実施と愛知目標達成のための生物多様性国家戦略及び行動計画の策定における締約国や諸政府による進捗を歓迎する。
2. 2014 年 10 月 12 日に名古屋議定書が愛知目標の達成事例として発効したことを祝福し、まだ批准していない国に対して批准を要請する。
3. しかしながら、愛知目標の達成には現在の進捗では不十分であり、生物多様性の損失が人類の福利への悪影響を伴って継続しているとの地球規模生物多様性概況第 4 版の結論に留意する。
4. 異なる社会・文化的価値を考慮しつつ、政府の各省庁や経済セクターにまたがる幅広い措置や政策協調が必要であることを認識しつつ、生物多様性戦略計画 2011-2020 を完全に実施し、愛知目標を達成するための我々のコミットメントと決意を再確認する。
5. 条約の目的達成のために各国間の科学技術協力の強化が必要であることを認識する。
6. 生物多様性の保全と持続可能な利用に対する先住民及び地域住民の重大な役割を認識する。
7. 戦略計画の効果的な実施のために、条約第 20 条に考慮しつつ、全ての資金源から資金を動員するとの我々のコミットメントを再確認する。
8. 生物多様性戦略計画 2011-2020 の実施強化と愛知目標達成のためのピョンチャンロードマップ（以下「ピョンチャンロードマップ」という。）を歓迎する。
9. ピョンチャンロードマップ 2020 を支援するための韓国のイニシアティブ—科学技術協力強化のための BioBridge イニシアティブ、森林生態系再生イニシアティブ、並びに海洋に関する能力養成プログラム—を歓迎する。
10. 持続可能な開発目標に関するオープンワーキンググループの成果文書で生物多様性が重要視されたことを歓迎し、2015 年以降の開発アジェンダで更に生物多様性が主流化、統合されるよう求める。

- 1 1. 生物多様性戦略計画 2011-2020 とその愛知目標及び 2050 年のビジョンの、全てのレベルでの 2015 年以降の開発アジェンダに対する妥当性と重要な貢献を強調するとともに、国連総会に対し、条約の目標、戦略計画及び愛知目標の要素を 2015 年以降の開発アジェンダに適切に組み込むことを要請する。
- 1 2. 締約国やその他の政府、国際機関及びステークホルダーに対し、持続可能な開発に対する女性の重要な役割と貢献に配慮しつつ、戦略計画と愛知目標の実施を 2015 年以降の開発アジェンダの実施に統合すること、国連開発援助フレームワークプロセスや生物多様性国家戦略及び行動計画等の関連政策と 2015 年以降の開発アジェンダの実施をつなげるよう求める。
- 1 3. 適切な場合に生物多様性関連条約や組織が生物多様性戦略計画 2011-2020 の実施時に協力や連携、シナジーをさらに強化するよう要請する。
- 1 4. 遺伝資源の取得の機会と利用から生ずる利益の配分が、生物多様性の保全及び持続可能な利用、貧困根絶、および環境の持続可能性に対する貢献において果たす役割を認識する。
- 1 5. 創造的な経済や自然と共生した全体的な視点等の多様な手法が、生物多様性のセーフガードを行い、持続可能な開発に向けた道筋を着実に前進させることができることをさらに留意する。
- 1 6. 決定の VII/28 及び両国間の合意に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用、生態系の再生に向けた協力や国境をまたいだ地域の国家間の平和に関する協力の重要性を認識するとともに、それらに関する条約の作業を支援するための韓国政府の平和と生物多様性対話イニシアティブを歓迎する。